

平成26年度第1回大石田町入札監視委員会会議録（定例会議）

開催日時	平成26年6月19日（木）午前10時00分～11時10分
開催場所	大石田町役場 2階「庁議室」
出席委員	委員長 遠藤 敏雄 委員 伊藤 三之 委員 柴田 健一 委員 鈴木 喜左夫
事務局出席者	二藤部総務企画課長、和田財政主査、佐藤主任
関係課出席者	荒井建設課長、八鍬建設主幹

議事概要

1. 開会	二藤部総務企画課長の進行で開会する。（午前10時00分）
2. 委嘱状交付	各委員へ委嘱状の交付を行う。
3. あいさつ	横山副町長が挨拶を行う。
4. 委員長及び職務代理者の選任	委員の互選により、委員長に遠藤敏雄委員、職務代理者に伊藤三之委員を選出した。
5. 議題（委員長が議長となり、議事を進行する。）	
（1）建設工事等の入札・契約手続きの運用状況等について	
事務局	発注工事総括表及び発注事業一覧表、指名停止一覧表に基づき、平成25年10月から平成26年3月までに発注した工事、工事関係の業務委託、及び指名停止の状況について説明する。
委員	落札率が100.0%の入札が3件ほどあるが、競争入札において頻繁にあるものなのですか。
事務局	現在は、特別な理由がない限り設計価格と予定価格を同額に設定し入札を行っていますが、稀ではありますが下半期では3件ありました。設計を積算するシステムが向上していることなどもあるのではないかと思います。
委員	競争入札の意味を持たせるためにも、なぜ落札率が100.0%になったのか原因を探りながら工夫することが必要です。
委員	積算項目が少ない場合はこのようなこともあると思うが、設計をするうえで競争性を持たせるような項目を考えることも一つの方法です。
事務局	単純な構成にならないようにする必要があると思います。
委員	指名停止業者一覧について、入札の2ヶ月後に指名停止になっている業者があるが、この場合、入札の不成立などの事態はないのでしょうか。全体の業務に遅滞が生じてしまうのでしょうか、法的な措置などはないのですか。
事務局	業者の指名停止については、県等における業者の指名停止措置の情報をいただき、その業者が町の入札参加資格者名簿に登録していれば、指名停止に関する審査会を行い県等と同様の措置を取っています。町の業者指名停止に関する規定では、入札未執行の場合は指名を取り消すこととなりますが、すでに工事等を請け負っていて後ほど違反行為が見つかり指名停止となった場合の特別な規定はありません。
委員	工事等を請け負っていてその後指名停止等の処分を受けたら契約を取り消すということはできるのですか。

事務局	工事等を請け負ってれば、実際に作業が進んでいるため、それを停止するということは普通はありません。
(2) 抽出事案の審議について	
抽出事案①：仲通地内家屋等解体工事	
担当課	担当課である総務企画課が、審議事案説明書及び入札調書、図面等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
委員	解体工事は、全ての処理を含めた金額なのですか。
担当課	廃棄物処理等も全部含めた金額です。
委員	6社による入札ですが、6社に指名した基準は何ですか。
担当課	基本的には、とび・土工工事業の資格があり、解体のため整地等もあるので、土木の本格的な事業を落札した経験のある町内の業者として6社を指名しました。
委員	今、空き家対策の問題が多くあります。空き家の中には、崩壊している建物もたくさんあります。今回の入札については、立地条件が非常に良い場所を町が寄附していただいたことによるものですが、今後、一般的な空き家について町が解体を引き受けていくなどの方針はあるのですか。
担当課	今回の件については、例えば、町のアパートや公共施設などが建てられるような面積であるということで寄附を受けました。土地などの寄附を受けるのは、基本的に町有財産として町が有効に活用できる場合に限りです。一般的な空き家対策としては当町でも4月から空き家等の適正管理に関する条例を制定し、罰則や代執行の規定を設けています。また空き家の解体に補助金を出すような方法もあるかと思いますが、空き家の解体等に公費を投入することは、判断が非常に難しいと思います。
委員	当初契約額よりも最終契約額は下がっていますが、何か理由はあるのですか。
担当課	建物の一つがJRに隣接しているため、線路近接工事となります。その際の施工内容の変更により足場の設置が不要となったことで、変更契約により減額しました。
委員	解体費用における処分料の基準はありますか。
担当課	今回の設計では4社による業者の見積もりで処分料を積算しています。
抽出事案②：町道白鷺線災害防除工事	
担当課	担当課である建設課が、審議事案説明書及び入札調書、図面等関係資料に基づき、事業概要、手続きの経過、金額等について説明する。
委員	設計価格と予定価格については、特別な理由がない限りは設計価格をそのまま使用するのも一つの考えであるし、端数を処理することも一つの考えであるが、いずれにしてもその根拠を明確にしておく必要があります。
事務局	予定価格の設定者が町では2人いるが、予定価格の設定者の考えで千円、万円単位で切り捨てている状況であります。
委員	県では、全て同額で設定しています。
事務局	今後は予定価格の設定について統一した考えで行っていきます。
委員	ルールが明確になっていれば、より透明性を図ることができます。
委員	町の考えとして、設計価格よりも少しでも安くなるように予定価格を設定するか、設計価格をそのまま使用するかの基準をはっきりさせておく必要があります。
(3) その他	

6. その他	
事務局	<p>次回の入札監視委員会については、開催日を決めさせていただき、11月11日(火)午前10時から開催いたします。</p> <p>また、次回の事案抽出は、事務処理要領により委員長を除く委員の50音順となっていますので、伊藤委員になります。発注事業一覧表をまとめ次第お送りしますので、よろしくお願いいたします。</p>
7. 閉会 (午前11時10分)	